

議案第 4 7 号

佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年 6 月 7 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 1 7 年佐野市条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

	10,600		10,800	
	12,600		12,800	
	11,100		11,300	
	10,600		10,800	
	8,800		8,900	
別表中	10,700 (立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)	を	10,900 (立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)	に改める。
	9,500 (立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)		9,600 (立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)	

8,800

8,900

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第47号参考資料

佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第1条、第2条、第6条関係）				別表（第1条、第2条、第6条関係）			
職	基礎	報酬額（円）	費用弁償（旅費）	職	基礎	報酬額（円）	費用弁償（旅費）
(略)	(略)	(略)	旅費条例別表に定める市長等のうち、その他の者の例	(略)	(略)	(略)	旅費条例別表に定める市長等のうち、その他の者の例
選挙長	〃	<u>10,600</u>		選挙長	〃	<u>10,800</u>	
投票所の投票管理者	〃	<u>12,600</u>		投票所の投票管理者	〃	<u>12,800</u>	
期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,100</u>		期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,300</u>	
開票管理者	〃	<u>10,600</u>		開票管理者	〃	<u>10,800</u>	
選挙立会人	〃	<u>8,800</u>		選挙立会人	〃	<u>8,900</u>	
投票所の投票立会人	〃	<u>10,700</u>		投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u>	
		(立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)				(立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)	

期日前投票所の投票立会人	〃	9,500 <u>(立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)</u>	
開票立会人	〃	8,800	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

期日前投票所の投票立会人	〃	9,600 <u>(立ち会う時間が投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間とならない場合は、その時間に応じて市長が定める額)</u>	
開票立会人	〃	8,900	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)